

不登校等のこどもの健康診断に関する調査

結 果 報 告 書

令和8年10月

総務省行政評価局

前 書 き

文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、小中学校における不登校¹のこども（児童生徒）の数は、12年連続で増加しており、平成24年度の11万2,689人が、令和6年度には35万3,970人となった。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）において、学校は「毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない」とされており、不登校の場合も含めて、在学中のこどもは、この健康診断の対象となるが、不登校のこどもにとって、学校に行くことは健康診断目的であっても難しいことがあると考えられるため、実際には健康診断を受診していない学齢期のこどもが相当数存在する可能性がある。

学校における健康診断は、こどもの疾病や異常をスクリーニング²し、早期発見・治療につなげることが主たる役割であって、特に心臓病や腎臓病など初期段階で症状が出ず、日常生活で気づき難い疾病を早期に発見するという点に大きな意義があるところ、不登校等によってこの機会を逸した場合、疾病や異常が見逃され、こどもの健康の保持増進に支障を来すことが懸念される。

不登校のこどもへの支援に関しては、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）が制定され、不登校のこどもへの支援等に係る基本指針の策定等が定められたほか、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日文部科学省）や「こどもまんなか実行計画2026」（令和8年6月9日こども政策推進会議決定）において、学びの場の確保等の取組が盛り込まれているが、これらに不登校のこどもの健康診断や健康管理の観点からの支援は明確には含まれておらず、上記のような不登校のこどもの増加を踏まえた場合、健康診断の受診促進策等の検討は、今後の課題であると考えられる。

本調査は、以上の状況を踏まえ、小中学校における健康診断の実施状況、不登校になっている学齢期のこどもの健康診断の受診状況等とそれらに係る課題を把握・整理し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

¹ 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、「不登校児童生徒」とは、長期欠席（年度間に連続又は断続して30日以上欠席）者のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」をいう。

² 集団の中から健康上疑いがあり、精密検査を要する者ないし発病者を選び出すこと。

目 次

第 1	調査の目的等	1
第 2	調査結果	
1	本調査の背景と調査の手法等	
(1)	本調査の背景	2
(2)	調査の手法	10
(3)	報告書の構成等	14
2	学校健診の受診状況	16
3	不登校のこどもの学校健診の受診状況	
(1)	小中学校に対する調査結果	17
(2)	アンケート調査結果	19
4	学校健診の必要性	26
5	不登校で学校健診を受け難いこどもへの対応	
(1)	こどもの状況にかかわらず共通して求められる対応	31
(2)	学校を訪れることへの拒否感が比較的弱いこどもへの対応	38
(3)	学校を訪れることへの拒否感は強いが、外出は不可能ではないこどもへの対応（ただし、家庭環境や親子関係が複雑でない場合）	41
(4)	こどもがひきこもり状態で外出が困難な場合又は家庭環境や親子関係が複雑な場合への対応	57
別紙	不登校等のこどもの健康診断に関するアンケート調査の結果	